

御注意

4 3 2 1

一の給一黒の  
徴収与宛名  
方法支の番  
から払号  
欄の「  
四の  
月枠  
三十内  
日にな  
一な  
日な  
ま特別  
での記  
間と載  
に記載  
入するし  
ととし  
退職し  
たとい  
人にも  
に未  
徴収  
税額  
を特  
別  
徴  
収  
続  
続  
の  
場  
合  
に  
は  
「  
一  
括  
徴  
収  
す  
る  
こ  
と  
が  
義  
務  
づ  
け  
ら  
れ  
て  
い  
ま  
す  
。」  
を  
記  
載  
し  
て  
く  
だ  
さ  
い  
。

# 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

		年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度				
八丈町長 殿		住所(居所)又は所在地	〒 012-3456 〇〇県××市△△1-2-3		特別徴収義務者 指定番号				
令和 4 年 8 月 26 日提出		フリガナ	カブシキガイシャ マツバツショウジ		宛名番号				
		氏名又は名称	株式会社 ○×商事		※市町村ごとに異なり ます				
		個人番号又は法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		担当者 連絡先				
		↑ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載			所属				
					人事課人事労務係				
					氏名				
					特徴 花子				
					電話				
					000-000-0000 (内線 123 )				
給 与 所 得 者	フリガナ	ハチジョウ イチロウ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収
	氏名	八丈 一郎		140,000 円	6 月 から 8 月 まで	9 月 から 5 月 まで	令和 4 年 8 月 31 日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・ 不定期 6. 合併・解散 7. その他 事由・理由	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
	生年月日	昭和 50 年 1 月 1 日							
	個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2							
	受給者番号								
1月1日 現在の住所	東京都八丈島八丈町大賀2551-2								
異動後の 住所	〇〇県××市△△3-2-1		35,600 円	104,400 円					

1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を (翌月10日納入分)から徴収し、 連絡済みです。	新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を (翌月10日納入分)から徴収し、 連絡済みです。
8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分一括して納入 する場合。 (ア)特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分) (イ)徴収済額 35,600円(6月から8月分) (ウ)未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分) ↑ 一括徴収税額(納入額と同額)	一括で徴収した税額を納入する月 ※1月以降の退職の場合は、原則一括 徴収が基本となります。

2. 一括徴収の場合

理由	1. 異動が令和 4 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 9 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
		9 月 20 日	104,400 円	

3. 普通徴収の場合

理由	1. 異動先が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	※市区町村記入欄
----	---	----------